令和8年度
山形県被災宅地危険度判定士
養成講習会

講習 ①
被災宅地危険度判定制度の概要

1　被災宅地危険度判定とは

意義と目的

- 市町村において、災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士が、現地踏査により、宅地の被害状況から宅地の応急的な危険度を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施するもの。宅地への立入りの可否等を現地に表示し、注意喚起を行うことで、二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

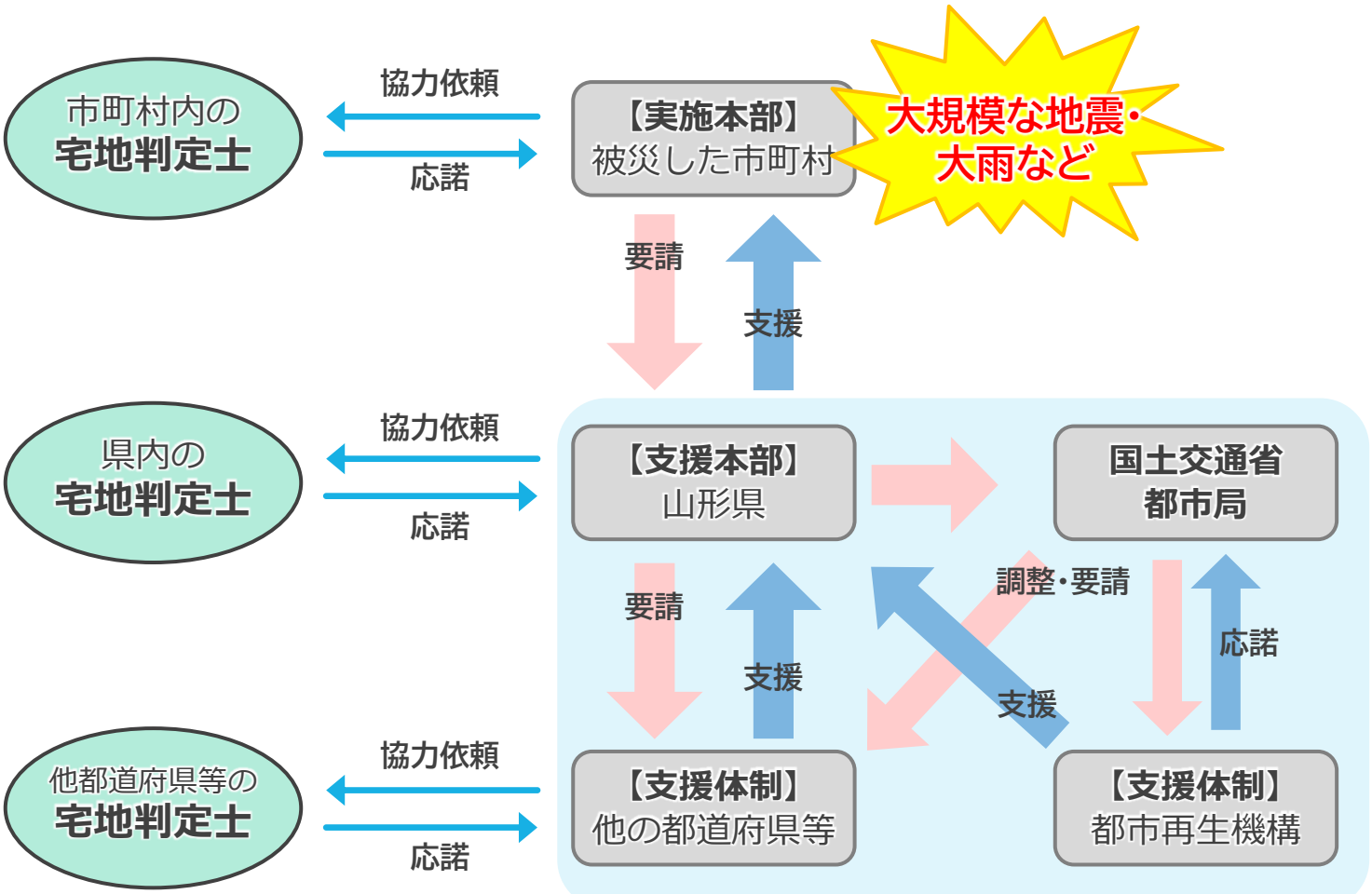
被災宅地危険度判定連絡協議会

- 被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、全国の都道府県、政令指定市等で構成する「被災宅地危険度判定連絡協議会」を設立し、危険度判定の方法の改善、構成会員相互の支援等に関する事前の調整、危険度判定の実施体制の整備を推進する。

2　他制度との区別

	被災宅地 危険度判定	被災建築物 応急危険度判定	罹災証明 （被害認定）
対象	宅地（擁壁・のり面・地盤など）	建築物	住家等の被害
目的	二次被害防止・ 立入りの可否判断	建築物の仕様・ 立入りの可否判断	被災者支援の根拠
表示区分	危険・要注意・ 調査済	危険・要注意・ 調査済	なし

3　危険度判定の実施体制



被災宅地危険度判定地域連絡協議会

4　被災宅地判定士の業務

1. 判定エリアの事前把握と判定票・装備品・資機材等の確認
2. 擁壁、宅地地盤、のり面、自然斜面の変状を目視で調査
3. 調査結果を危険度判定票に記録し、点数化して危険度を判定
4. 危険度判定結果に応じた判定ステッカーを掲示
5. 必要に応じて、判定結果と注意事項について居住者等に説明
6. 判定票を判定調整員へ提出し、班として報告する

5　被災宅地危険度判定士の登録

被災宅地危険度判定士とは

- 知事の認定を受け、ボランティアとして宅地危険度判定を行う者

登録要件

- 県が実施する養成講習会を受講・修了していること
- 以下のいずれかの資格又は実務経験を有すること
 - ✓ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令又は都市計画法施行規則に規定する設計資格
 →大学等の土木・建築系課程卒業かつ所定の実務経験、一級建築士、技術士など
 - ✓ 国又は地方公共団体等の土木、建築等の職員で一定期間以上の実務経験

6　よくある質問

問１．判定は法的な拘束力を持ちますか。

答１．判定は技術的な見解であり、判定結果そのものが法的な強制力を持つものではありません。ただし、行政が立入制限などの措置を講じる際の重要な判断材料となります。

問２．判定業務に従事する期間はどのくらいですか。

答２．業務地（支援地）への往復や判定業務の引継ぎ等を含め、１週間を上限としています。

問３．判定活動中の事故についての補償制度はありますか？

答３．判定士が判定活動中に不慮の事故や災害に巻き込まれる可能性があるため、災害補償のための保険に自動的に加入されます。なお、費用は当該判定活動を実施した都道府県等が負担します。

7　おわりに

- 被災宅地危険度判定は、二次災害の防止と住民の皆さまの安全確保を目的とした重要な取組です。
- 判定にあたっては、皆さまのご理解とご協力が欠かせません。
- 本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。